

# 琉球大学学術リポジトリ

## いわゆる「密約」問題に関する調査報告対象文書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): いわゆる「密約」問題, 条約第六条, 共同声明第8項 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43896">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43896</a>

いわゆる「密約」問題に関する調査

報告対象文書

(3. 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持込みに関する「密約」問題関連)

【注意事項】

○このファイルは多数のページがあります。

○印刷する際には留意願います。



核兵器の貯蔵 (nuclear storage) は大向きの  
 大統領の承認とこれに同意とを要する。  
 大統領の承認はとての政治問題に  
 関係が深い。理解は有るに過ぎない。  
 頂上。同時に核兵器は地域での米  
 戦力の至大 (vital) な要素と、上流の some  
 of the Senate 法件 (11-11-64) は貯蔵  
 制限の如何なる提案も米国の憲法に  
 戦略的・政治的問題を惹起するに  
 過ぎない (underscore) である。  
 米側の希望は両政府の対等問題解決  
 の最善の取り決めに作成にあり、おと  
 大統領の承認との会談で双方の  
 不<sup>レ</sup>一致を有する問題に協議するに何等の  
 決定をしないことがあり。

わが国は、Aの決定に基づき、総理が本  
 件に大統領と協議し、解決に  
 向うわが用意がなされたこと、この地有用  
 である。  
 右の文書に於ては記載された11月11日  
 他<sup>条件</sup>の重要事項は、後述の件に財政  
 面の問題として、自由側の建設的態度  
 特に会談の友好的雰囲気と評価し、  
 解決への到達を期待する。  
 後述問題と<sup>like</sup>比較し、文書に於ては  
 2国間の経済問題に於て、大統領は  
 総理と自由側の輸入・投資増進  
 の促進と、意識的<sup>意識</sup>の対米輸出問題を  
 検討した。 (以下別添記録「日米経済  
 関係参照」)



総理：(他国言後) 林の持心が「野藏」と同義  
 語であらう。いつまで「野藏」語が出るか? 検討  
 あり原野(22) 土作の在り。二本と取らざるは、  
 方法は伴と無しの在り? 最後と出さる  
 のは本内題も 誰と相談せず 個人に  
 在り。本日の大臣の対応はどうか。外  
 務大臣と相談は出来たか? 土作の在り。二本と  
 最後の本の内題はどうか...

大臣：おは 2-3 あり。  
 先般愛知大臣の共同声明案は7112  
 今までの協定は、合意した 計画、6/21/72の24  
 に限定した。とのお話しがあったが、本日は  
 本府政府より 単一内題に限定されざる  
 至請、早稲等土作も、より通常の形式の

共同声明と望む旨案文(7112 日米御いお話し  
 7/21)と共に訓令作成した。本件は二  
 21日(連邦局長、21日)公報した。お話し  
 には「お話し」 概に好い内容ではあるかと  
 思われる。(尤も 組織面は一寸別な) 準備  
 には7112も、戦略兵器制限条約の定型的(standard)  
 の文章と各人々への対応は如何。  
 外務大臣：(米文に) NPT はお話し 入ったか? 対応  
 の分とその他一般分に分ける。2本連の共同  
 声明といたした如何。現在 75-1 は joint  
 press release の形とすのて一案あり。  
 大臣： 対応分の文章は 最後の項目とに分けるか  
 かな、お話し ありか。  
 総理： NPT に入らざるの好い。 (連邦局長：  
 与方とに加入 ありか 御話し)

外務大臣: 自内閣が自主的に方針を定めたこと。

大臣: 時局に即応しての協定である。

外務大臣: NPT以外には山程困難ではない。

事務局長: 経済問題もある。

総理: 経済問題は抽象的であり、具体的な  
方向は今後日米交渉の努力の方向に限定

されなければならない。<sup>(二)</sup> 表裏一致の  
声明案の中身は、緊張緩和

とは方向が違ふ様だ。書かなくてはならぬ  
書かなくてはならぬか?

大臣: ちと協定改定。本日は何の言  
かはない様だ。前日の共同声明は、

欠けたらと注意を要する。

総理: 中身の反省を要する、と113.2.13から

大臣: 七水は良し論点である。

外務大臣: 概して113.2.13、米側討伐の心算である。

(1) 問題は、当方と米側との理解 (113.2.13)  
である、七水を含む七水七水の内容を、

その功効にあり、その案の<sup>(1)</sup> 功効に  
113.2.13である。大臣と「不」関係する

御理解のことは思ふが、ワシに読書と  
助力願う。

大臣: 大臣の案文には多大の考慮が示された  
ことは本日は言えない、全(2)案は

通って去る。興味ある形式 (interesting  
form) がある、米側と113.2.13の関係を

(先月20) ワシに読書外は「総理の  
姿勢は、柳止方の心理面の維持に  
柳止方の如何なる要求を満足して、

9月15日午後2時からあり、と記す。

11月20日一 般に権限を以て頂上とし

在沖化学兵器撤去を急ぐに付、実施  
に付努力に乏しき、且下付に在る<sup>内容</sup>に

~~除名~~ 除名し、即ち米国の法府に特許  
ある程の案件に依りてあり、撤去を

CBR兵器の撤去を以て法府に特別取  
り扱ふに必要と認め、般に撤去を促す

（注）（本）撤去作業開始、以て敵国御訪  
米連隊（定了に依りて合理的期限<sup>内容</sup>）を<sup>期</sup>要す  
（期許2015）

と記す。然るに

敵国：公明党の最早基地実態調査に付、  
「要するに、スナイ行政に補うべき」

俟たず、と注す（2011年）等あり、  
其れあり、と「X-SB」は、その方向に

11月、右と記す。創設学会の協議を以て  
大任：「友好人士」として、沖縣<sup>内容</sup>の調査

許可（右と記す）、その結果が二の様に記す。  
総理：政府と公明党の両方、平等に記す。

3月、国会の採りかき、地獄に記す。  
大任：専断の採りかき、一般に記す。

撤去が効く前に、或る一大事あり、右  
局長と総理との協議を以て記す。

右に記す、先ず以て総理に申し出せしむ。  
総理：二の記すを以て記す。

と記す。沖縣<sup>内容</sup>と同様、臨時の法府に  
てあり、其の時期は、13日の周知に決す

右、12月14日と記す。  
（大任の筆名）<sup>12712</sup> 敵国御訪、  
国民台に記す、大任の筆名に記す。沖縣<sup>内容</sup>





1960. 11. 11  
1960. 11. 11

SECRET

The President looks forward to his meeting with the Prime Minister in mid-November and believes that their review of common problems will be valuable to both governments. The President believes that a full discussion regarding Okinawa reversion is particularly desirable.

The draft joint communique reflects a high degree of common understanding on the conventional use of bases in Okinawa and Japan following reversion. The President will want to confirm these important understandings with the Prime Minister.

The issue of continued nuclear storage after reversion is a major one which the President will want to explore carefully with the Prime Minister. We want the Prime Minister to know that we appreciate and sympathize with his political problems in Japan. At the same time, nuclear storage is a vital element in our strategic strength in the area, and as exemplified by the Byrd "sense of the Senate" Resolution any proposal to limit that storage poses serious strategic and political issues for the U. S. It is, of course, our desire to work out the best possible arrangements to meet the problems faced by both governments. Thus, the President does not want to make any decision on this matter so important to both himself and the Prime Minister until they can discuss it together. In such a discussion and in making his decision, it would be helpful if the Prime Minister would be prepared to discuss this issue in depth with the President and to explore possible solutions which would meet both countries' requirements.

In addition to the above issues directly connected with reversion, the President will want to talk to the Prime Minister about bilateral economic issues that are of deep concern in the U. S. These particularly involve the problem of the slow pace in the reduction of Japanese import (and investment) restrictions and our inability thus far to arrive at any understanding or means to handle the problem of Japanese exports of

SECRET

SECRET

- 2 -

synthetic textiles and woollens to the U. S. At this time the textile issue is of particular concern to the President. These matters present serious economic and political issues for the U. S. The President hopes that he and the Prime Minister can reach agreement, at least in principle, on an arrangement that will provide comprehensive limitations reasonable to both parties on exports of wool and synthetic products to the U. S.

SECRET



極 秘  
無 期 限  
10 部の内  
K 号

佐藤首相・ニクソン大統領会談  
(第1回 11月/7日午前)

昭和44/11/7  
アメリカ局

11月7日午前10時30分より同12時/0分ま  
でホワイトハウスで打ち合わせが本紙記者団に開かれた  
ことになり。(東京特派員記者)

出席者

日本側 加賀外務大臣、木村官房副長官、下田駐米大使、  
藤村駐米参事、東京アメリカ局長、中島文相原長

米 側 ロジャース副大統領、ニクソン副大統領、  
マイヤー副大統領、グリーン副大統領、スナ  
イカー公使、アイン日本部長、ネルドリンニク大  
統領補佐官

人 間 道

総理より、専ら両国が太平洋を挟む大  
国として、その間の協力を通じて、その地域  
の安定に寄与しうる立場にある旨述べた。そ  
れに対し大統領より安全保障の問題について  
は、力の対衝が重要である旨述べた上で中英  
はたしかに人口は多いがアジアに平和と繁栄  
をもたらす鍵は日米同盟であり、日米友好関  
係が今後両方の一世紀続くことがアジアの平  
和と繁栄に大きく寄与すると思われ、もし  
日米が離反することとなれば、この地域の  
平和の希望が絶たれることになると強調した。

さらに、大統領は今回の会談を通じて、上  
記の認識の下に十分な協力を得たいと、  
沖縄をはじめ、貿易、経済、経済協力等につ  
いて相互に満足しうる解決を見出さなければ  
ならない旨述べた。また大統領は、総理が政  
治家としてお互いの立場を理解し合える人だ  
ることを喜んでいる旨述べ、自身も総理も

また、国内政治問題をかかえているので、今回の会談も二人切りで行なうこととした次第なる旨述べた。

総理より、大統領は、歓迎式の挨拶の中で、かつては、ベトナム半島が世界のトラブルスポットであったが、今や、それがアジアの繁栄の中心となることが自分（総理）としては、素直に喜ぶ。その間接の血を流し、予算を費してアジアの安全に寄与してはくれることを高く評価している旨述べた。

#### 2 会談の進め方及び新聞発表振り

大統領より、17日は安全保障及び沖縄を合点東南アジアの政治・外交問題を話し、18日は経済問題を話すこととした旨提案、総理もこれを了承した。

また、大統領より、沖縄問題等今回の会談の内容については、新聞、国会関係者等が、かなり興味をもっているので、会談内容の

いでの対外説明振りについては途中でこれを明らかにせず共同声明文よりその内容を明らかにすることとした旨述べた。それに対し総理より、大統領が議会への説明という問題を抱えていることを承知しているので、対外説明振りについては、大統領の提案通りで結構である旨述べるとともに、他方、会談が建設的であったといふことはその都度明らかにしたいと、かえって報道関係者が反感をもち、種々推測することになる旨指摘し、大統領もこれを了解した。





①top priority goalを日米友好関係の強化に  
おいては旨述べた。

それに対し、総理より自分（総理）がニ  
クソンが副大統領当時、はじめて会った時  
ニクソンが、日本の平和憲法は誤りであつ  
たと述べたことが、強く印象して残ってい  
るが、日本はその後平和に徹し、今日に至  
っているが、その間 economic animal とい  
われたことはあつても、military animal と  
いわれたことはない旨述べた上で、何ノ進  
中共と近接し、朝鮮半島の緊張が緩み、し  
かもアジア太平洋戦争が起つているといふ  
現下の四面の情勢の下で日本の安全は米國  
の力の下ではじめて確保しうることを、何  
米國と日本は自由世界の1位と2位の経済  
力を有する國と言われるが1位と2位の間  
には力の上下かなりのへだたきがある。こ  
と等を説明した。

### ②（沖縄）

上記のやりとりは引続いて総理より何ノ沖  
縄が返還された上は、復讐後の沖縄を食む  
日本全体の安全を守るために、日本の自衛  
力を強化しなければならぬことは、自分  
（総理）としても良く判つていると、何  
沖縄返還後の安全保障を考えるにあつて  
は、沖縄が現在、日本の安全を食むアジア  
の安全保障に重要な役割りを果しているこ  
とを十分ふまえて行く考えであることを限  
明し、自分（総理）は大統領に沖縄を返し  
てくれといふことをまだ言ひ出してはいな  
い、沖縄の返還後の安全保障の問題につい  
ては上記の考え方を持つていふことをまず  
おぼえする旨述べた。

それに対し、大統領より、沖縄にある米  
軍基地は日本及びアジアの防衛にとり極め  
て重要である旨指摘し、今後沖縄の返還の  
ための色々な取決めを work out し、







4 沖縄問題の財政面

大蔵省より、沖縄の財政問題については、  
専断すべきの予備折衝が風潮に流さよくして  
ないという見解がある。このため、総理より  
自公もそのように見せ、米軍駐留費用の増  
加を多量としている旨述べた。

5 共同声明の表現（前記日本側に関する部分）

大蔵省より、前記共同声明の表現の  
使用について、よりいっそう慎重な  
一歩を必要とする旨述べた。これは、  
自公の立場から見て、最近の戦争については、  
自公の内、極端な場合には、多量の内  
部削減を必要とする旨述べた。その点  
を共同声明でより強調するが、  
自公（大蔵省）は一案を有しているが、  
自公の立場から見て、自公（大蔵省）  
として、沖縄が日本に返還された  
場合には、米軍基地のスペースも本島  
に占めるので、上記の緊急事態の場合の予備

との関係で、これを上記の軍事委員会等に  
より説明する必要がある旨述べた。

（ここで、総理より日本側案の内、「日米  
安保条約の事前協議制度に関するその立場を  
等しくすることなく」との表現を削除したものを  
示し、大蔵省より、米側案を示した。）

総理より、米側案を一覧の上、沖縄が日本  
に返還された後には、日米安保条約がなんら  
の変更なしに適用されることになるので、沖  
縄の軍事施設削減について自分（総理）も十  
分認識して対応して行くこととしたが、共  
同声明の上で、重大な事項の際に沖縄の米軍  
基地の増設を認めないとするとは非常にむ  
づかしい問題である旨述べた。

他方、大蔵省は、前記日本側を一覧の上、  
この表現は、自分（大蔵省）と総理の間の文  
章としては、これで十分であるが自分が米側  
に説明するためには、もう少し詳しく事前

#### 4 沖縄問題の財政面

大統領より、沖縄の財政問題については、事務レベルの手続が順に進捗を遂げていくと聞いている。総理より、自分もそのように聞き、米海軍部と米軍の努力を多としている旨述べた。

#### 5 共同声明の表現（領土権に関する部分）

大統領より、施政権返還後の沖縄の基地の使用について、現在問題における沖縄基地の使用について、どういふ手続をやるかが一問題である（最近の戦争については、30日以内、極端な場合には、2時間以内で決断しなければならぬとある旨付言）旨述べ、その点を共同声明でどう表現するかについて、自分（大統領）は一策を有しているが、総理の側にも案がいろいろあるかと問ひ、自分（大統領）としては、沖縄が日本に返還された時点で、米軍基地のステータスは本土並みとするので、上記の緊急事態の場合の手続は

との関連で、これを上記の軍事委員会等により説明する手順を痛めている次第である旨付言した。

（ここで、総理より、日本側案の内、日米安保条約の事前協議制度に関するその立場を替えることなくしとの表現を削除したものを示し、大統領より、米側案を示した。）

総理より、米側案を一読の上、沖縄が日本に返還された後には、日米安保条約がなんらの変更なしに適用されることになるので、沖縄の軍事的地位について自分（総理）も十分認識して対処して行くこととしたが、共同声明の上で、重大な事項の際に沖縄の米軍基地の機能を損わないとすることは非常にむづかしい問題である旨述べた。

他方、大統領は、前記日本案を一読の上、この表現は、自分（大統領）と総理の間の文章としては、これで十分であるが自分が米国民に説明するためには、もう少し詳しく事前



協定を説明する必要がある旨述べた。

(この大統領は、「事前協定制度」が何を意味するかと尋ねた)

大統領は、これを一言の上、右の表現につき総理が日本国民を納得せしめらるゝのであれば、自分(大統領)は右の表現で米国民を納得せしめる用意がある旨述べ、総理も大統領のこの発言を多量とする旨述べた。

(注：上述日米各報別紙は省略)

#### 4. ホット・ライン

大統領より、キューバノミサイル事件を例に引き、今後日米間で緊急事態に於いて事前協定の手続を以て迅速な連絡を行ふに必要があるとする。右につき総理に何か良いか考えはないかと問うたので、総理より、米国は既にソ連との間にホット・ラインを設け、また、ボン及びロンドンとの間にも同様のホット・ラインを開設するとの旨述べているが、東京・ワシントン間にもホット・ラインを開設するこ

ととしては如何と述べたところ、大統領は右は excellent を考へである旨述べ、これが開設されれば日米両国は全く対等の立場で協働しうることになると思ふ旨述べた。

大統領より、ホット・ラインの開設につき、共同声明に感込むこととしては如何と述べたのに対し、総理より、このことは必ず外部に知られることとなるが、今回の共同声明に感込むことは真意を表すところである旨述べたところ、大統領は総理の御意見を従ひ、共同声明には感込むまいこととすべしと述べた。





冷  
女  
参  
事  
長  
長  
官  
長  
長



共同声明が8項に固まる経緯

64.11.24 参事長

1. 11月17日午前 総理ワゴンに到着。  
同日夕、並びに翌18日夜、総理主宰の下  
に、大臣、副官長、下任土使、事務次官、中  
土使、参事長等の種々最終的打合せを行  
うた。核については、(1) 半断りとは断然何  
等の indication なしと、(2) 返還時撤去ま  
では行くと判断されたが、爾後の非常時  
持込については問題がある得ること、(3) 従  
つてこの問題については何等かの記録を作成  
せざるを得ないこと、(4) なる可能性ありこと、  
(5) 假に是れを行く場合は使用の問  
題が出て来るか、何れ迄今回は是れ迄  
展ずることは思はぬこと、等12つを従来

総理にも此申しと来たことを改めて確認し  
た。随うに大臣より、事件解決のためには  
我方共同声明案の妥否を以てするに依り最  
善なる解決を説得するの他なしとの返  
答を強調された。かくして総理は事件  
に於ける半断りの出方に対する具体的な見通  
しはなし、19日の大統領会議に臨む  
ることとなった。

2. 19日の総理大統領会議に於て(会議  
録別添)、総理は先づ別添第1章を  
(別添2共添を添し、評議の半大統領は右利き)  
示されたこと、大統領はこれを以て是す  
(左の2、総理より) (右の2、これ) (では)  
とし、別添第2章より両首脳等に注  
合が成立し、旨、(左) (総理より)  
合後終了後 Blair House  
に於て大臣以下に話された。(会議録  
によれば) 両首脳の間は具体的な返還



時期去とか有事の際は如何と云う言葉は  
 取立てられていたか。大統領の例に於て  
 も我方が八項書文を仔細に研究して  
 あり、前記が之を採ったものと見  
 らる。)

3 總理が大統領に手送された英文は  
 一部の訂正もその如く、会議終了後  
 下位しかたつたので、~~同夜~~ (原  
 同夜午後 米局長は スチーヴン公使を面し  
 字し手交方を申入れ、同夜大統領演  
 説会の席上 米局長は スチーヴン公使に  
~~手交~~ 手交した。(別添4)。其の  
 際同公使は「自分は本件文書の存在を  
 承知し居たが、建案に於ても、兎も何ん  
 だか手交に拘り、今おぼしきものな

り」と述べた。

4. 大統領演説会後在英文を換付せよ  
 と云ふ。日本文が之と内容に於て相  
 違はる長あるのみならず、英文とに  
 意味を成さざる長あるとを認めしむ。  
 即ち(1)日本文は「通達に當つて……如是  
 する」との表現であつて明白に通達時  
 去の意味がせらるゝに及し、英文は「通  
 達か……実施せらる」となつてあり、この日  
 英文を以てそれと云ふことは到底  
 不可能である(2)英文自身も without  
 prejudice to its position の its は、我方  
 が八項書文にある United States Government  
 が同英文中にないため意味を成さず、  
 従つて、總理と大統領の間で合意さ

れた英文の草案を案のこたなく最少  
 限の修文を施して日本文をこれに則  
 して改訂するの便宜を以てした。  
 5. 19日深夜 繊維並に貿易自由化内  
 閣についての協定の打ちの後、以上の  
 事実を大臣に報告、下付文書も交えて  
 英文修訂、日本文改訂に付了解を得、  
 修訂報告を交えて草案を作成した。  
 即ち英文(草案)は別添<sup>5</sup>の通り  
~~日本文~~日本文は「知照」を「実施」とする  
 こととして改訂(協定共同声明中8項と  
 なるもの)する案である。  
 6. 20日朝 総理着検之中に米局長  
 より事情を説明、改訂日本文書を  
 朗読してその御座るを得た。米側は

対して同日午前の総理大臣院総会  
 後を別意に於て待つ間に米局長  
 より海軍大臣及び外務大臣に  
 説明した。海軍大臣は英文草案の  
 非を打ちに了解し、別添4書中の  
 thatを"Prime Minister,"の後に上げる  
 ことを提議したのに対し、我方は之を容れず  
 英文書に合意した。  
 (註) 別添4英文書は誰か<sup>5</sup>の  
 方が不明である。  
 (註) 核問題の報については或る段階  
 において米側において原則的決  
 意があった筈である。然るに我方は  
 協定 総理大臣院総会後までこの内  
 閣についての米側意向をより何言の



7

其作給手廻りをつかねにとか由素

ながつたにとは 事給するに 甚大

給金の在りあり。

極秘

別添

共同声明 (第一案)

七、 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これは対し、大統領は、深い理解を示し、沖縄の返還に当っては右の日本政府の政策に背馳しないよう処置する旨を確約した。





極秘

別紙三

共同声明（第二案）

七、総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、沖縄の返還に当っては、日米安保条約の事前協議制度に関するその立場を害することなく、右の日本政府の政策に背馳しないよう処置する旨を確約した。

別添  
#  
10

The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his deep understanding and assured the Prime Minister that the reversion of Okinawa would be carried out without prejudice to its position with respect to the prior consultation system under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

別添 5

THE WHITE HOUSE

別添  
#  
5

The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his deep understanding and assured the Prime Minister, without prejudice to the position of the United States

THE WHITE HOUSE

Government with respect to the  
prior consultation system under  
the Treaty of Mutual Cooperation and  
Security, ~~that~~ the reversion of  
Okinawa would be carried out  
in a manner consistent with  
the policy of the Japanese Government  
as described by the Prime Minister.



大正(昭和)

栄子

佐藤善太郎

佐藤善太郎

佐藤善太郎

佐藤善太郎

秘 期限  
無 6 部  
極 4

佐藤善太郎

佐藤善太郎

昭和四十四年十二月十五日

一九六九年佐藤善太郎・キムソン大統領委員会報告  
至る沖繩返還問題

アメリカ局長

目 次

- 一 一九六七年前半における沖繩問題の取扱
- 二 一九六五年までの日米会談における沖繩問題  
の扱ひと下田発言
- 三 施設権返還問題解決の方法
- 四 外務省事務当局の措置
- 五 六七年九月の日米閣僚会議及び十一月の第二次佐藤総理訪米
- 六 六七年七月の対米申入れ
- 七 佐藤首相とキムソン大統領の東京会談
- 八 六七年七月より十一月に至る日米間の語合
- 九 日米閣僚会議
- 十 總理訪米の準備
- 十一 六七年の第二次佐藤総理・キムソン大統領領会議
- 十二 一九六八年中の経緯
- 十三 「総統前検討」
- 十四 六八年後半における停滯

例 六九年返還交渉の基本的方針

一 新内閣の発足

二 年末年始の外務大臣在京米大使会談

三 四月のおが方ボジション・バイバイ

例 六九年六月の外務大臣訪米

一 訪米準備

二 愛知・マジョーズ会談

例 共同声明に関する交渉

一 八月十二日のおが方共同声明案

二 戦国作戦行動のための基地使用

三 ヴィエトナム

四 核兵器

五 その他

(注) 佐藤・ニクソン会談

一 会談に臨む準備

二 佐藤総理・ニクソン大統領会談

例 一九六七年前半における沖縄問題の取扱

一 一九六五年までの日米会談における沖縄問題

岸、池田、佐藤と三代の総理は、それぞれアイゼンハワー、ケ

ネディ、ジョンソン各大統領との間に沖縄問題について語合つ

ているが、六五年の佐藤総理訪米に臨むまで、これらの語合の

内容は、沖縄返還に対するおが方の願望、潜在主権の確認、住民

福祉の増進に限られ、米側よりは、「極東における自由世界の安

全保障上の利益がこの願望の実現を許す日を持望している。」と

いうより以上の発言はなかつた。六六年七月及び十二月にラスク

國務長官率推名外務大臣及び佐藤総理に述べたところに基づくのは、

米國は、沖縄における米國の軍事活動の増進を許容するだけの政治的

を準備が具本にないとの判断の下に、沖縄返還は当然考慮のうちに入りえないとの態度が明らかになり示されている。このような状況の下に六七年一月北米局長沖繩出張の際、預知のマーティン高等弁務官政治顧問に対し、理屈の問題としては安保条約、地位協定は沖縄に適用し、ただ事前協議条項だけは適用外と懸るといふことで、全面返還できる筈ではないかと述べたのに対し、同政治顧問が、米國は極東の安全保障のための沖縄の基地保有と日露との円満なる関係維持といふきわめて難しい道を進んでいるものであり、両者の調整のための日本側の用意は歓迎するところであると答え、いふ頃になればそれが可能となるるかを問うたのは印象的であつた。

二 かわゆる下田発言

六七年二月一日下田次官は、記者会見において、沖縄の早期返還を左右しうる一つの要因は、日本国民の側において日本を含む極東の平和と安全の確保といふ、米國の責務を十分に果たさしめるといふ保証を与える用意があるかどうかである、といふ問題を提起し、世の関心を惹くこととなつた。

三 施政権返還問題解決の方途

外務省事務当局においては、米國の沖縄施政権保持は、日本を含む極東の安全保障という目的のための手段であつて、従つて軍事基地の使用態様について、日米間に齟合が生ずることにより施政権返還問題解決の途を開くべきであるとの考え方に立つて、同



年二月「当領のおが外交施策大綱」審議の際、右の趣旨で米領と  
語合を行なうことにつき総領の了承をえた。すなわち、米領の  
施設指下にある沖縄の米軍基地の使用権と、日本に返還されて  
安保条約体系下におかれた場合の権限を対比するに、軍事的観点  
からみて最も重要な相違は、事前協議の適用にある。六〇年の安  
保改訂において事前協議に関する交換公文が成立したのも、米側  
軍事的観点よりすれば、本土には事前協議を適用するも沖縄はい  
わゆる自由使用をなしたからであつたと思われるが、爾來数年  
にわたるおが方国会審議の経過を通じ、本来語も否もある事前協  
議が、おが領自身の安全保障の要請とは全く異なりして、あるいは  
核に対する特殊の国民感情の故に、あるいは米軍のプレゼンスを

4

非とする立場からするやわゆる「戦争なき送き料」の禁止も論の  
故に、その積極面は全く影が薄れ、米領の国防当局としては、日  
本における事前協議はすべて否であるとの前提をおいて施設を返  
るをえなすこととなり、従つて沖縄基地のいわゆる自由使用は、  
それだけ軍事的重要性を増したといふ結果になつていたとみて誤  
りなかつた。このよりの背景を持つ事前協議の適用が、いわゆる  
「本土並み」であつて、施設返還を實現するためには、その「  
本土並み」も、米領の施設指下の基地の権限をなわち、「自由  
使用」との間、国内で受け容れられると同時に、おが領自身の  
安全保障の要請を含み、米領からみても軍事的に受け容れられる  
態様を要求しなければならぬであつた。

5

四 外務省事務当局の措置

当時國內においては、沖縄問題に関し、機能別返還とか地域別返還等の議論が盛に行なわれていたが、外務省事務当局は、専らこれらの議論が非現実的、非實際的である所以を説きつつ、他方前記の考え方に従つて米側を語合ひに引き入れることに努め、そのため五月の安全保障協議委員会、あるいはその事務レベル協議の機会等も活用し、ジョンソン大使はじめ、故マクノイトン及びウァーレンキー兩國防次官補、バンデイー國務次官補、スナイダー日本部長、ハルバリン國防次官補代理等訪日の都度米側責任当局と懸談を重ねた。

四 六七年九月の日米閣僚会議及び十一月の第二次佐藤総理訪米

一 六七年七月の対米申入れ

六七年九月の日米閣僚会議も近づき、また十一月には佐藤総理の訪米が予定されることとなつたので、七月十五日三木外務大臣より在京ジョンソン米大使に対し、沖縄及び小笠原問題に関し、大要次のとおり申入れた。

一 沖縄問題は、沖縄の果してゐる軍事的役割りと、返還に対する日本國民の願望をいかに調整するかの問題であり、その見地より、(一)沖縄の果すべき軍事的役割り及び沖縄所在の軍事施設の要件、並びに(二)安保条約及び地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題、等につき日米間に検討を進めることとする。



● 当面沖縄の本土との一体化を進めるべきであるが、他面沖縄の自治権拡大とともに琉球政府の機能充実の要あり、よつて日本政府が米國側当局と琉球政府の間に立つて沖縄の施政に協力する道を開くことを検討する。

● 米國が琉球に持つ行政権については、安全保障上の理由で米國が施政権を持ち続ける理由に乏しいので、これを返還するより所要の措置を進めることをとする。

七月十五日米海軍大臣と米米本領事館

前記の二についてのおが方の意圖は、施政権返還後の沖縄に安保条約及び地位協定が適用されることは当然として、事前協議に關する交換公文の適用をいかに取りよせかにつき、米國の見解を

列強をよとするところにあつた。すなわち、戦闘作戦行動のための施設区域使用と核兵器の持込みに關する事前協議については、それぞれ日本國內において大きな政治問題であるから、おが方としては、この二点につき、軍事的抑止力の主体を荷つてゐる米國の沖縄返還についての最少限の条件はなにかという問題である。これに對し、モンソン大使の三水大臣に對する答辭は、問題の核心は日本が米國に對しいかなる軍事的姿勢を維持することを望むかというところであつて、米國の必要とする「最少限」という問題ではない。また返還の方式いかに關せず、返還後日本が沖縄の基地の有用性を保つことを望む限り日本の政治的責任は増大するが、日本が沖縄の現状と政治的責任増大のいづれを選ぶか、という問題



である、といふことであつた。

### 二 六七年七月より十一月に至る日米間の話合

爾後日米間の話合は右のよきを懸隔を隔したまま九月の關係會議を経て十一月の佐藤・マクドナルド會議に至るわけであるが、二月にはわが方の選択の一つとして、基地の自由使用を含む協定を作つて施設権を返還する方法にも普及し、七月には核について通常はあかぬが、非常の際は事前協議の上持込みを認めるといふこととで話がまとまつるなり、その決断はよるべきであるとの見解を述べられた三木外務大臣も、八月にはわが方は本土並みをもつて出発すべきであつて、自由使用に一步でも近づいたよきな考へ方は提呈すべきにあらずと指示され、総理もわが方は返還のみ

を要求して米側より条件を減らす以上で自分も決断すると述べられて、事務当局に対しては専ら米側の条件要求に努めるべしと指示され、このよきを状況下におかれては、事務当局としては沖縄基地の懸案の問題についても米側との間に持家論の展開に終始せざるをえなかつた。

### 三 日米關係會議

九月の日米關係會議は、オースト國務長官が會議の冒頭、与國相繼いで平和をオーガナイズして行こうと述べ、米政府各閣僚が衆國の決意の固さを示すとともに、与國の責任分担を切々として語つたことにおよびてきわめて印象深いものであつたが、このよきな空氣は沖縄問題についての國務、國防長官と三木大臣との會議に

おいても強く反映されていた。すなわち、外務大臣が専ら日米間  
 の政治的観点より沖縄返還の重要性を説き、沖縄返還は極東情勢  
 の変化待ちといふことでもなく、現在のよりの情勢の下においても  
 返還実現の方途を探求すべきであるとの強調されたのに対し、ラス  
 ク、マクナマラ両長官は、それぞれの立場から安全保障問題の重  
 要性を強調して、(1)米国は条約上の約束は必ず守るが、同時に  
 これを果す手段を与えられなければならない、(2)要は共同防衛上  
 日本が米国になにを期待するからであつて、期待される以上はそれ  
 を可能ならしめる政治的責任を引受けてもらわなければならない、  
 (3)日本を脅かす極東の安全保障のため核配備が必要であることは論  
 をまたないが、問題は日本がそれを欲するや否やである。(4)世論

の問題は日米双方にあり、世論のみの故により大なる目的を見失  
 つてはならない等の諸点を指摘し、沖縄返還問題は日本がこれ  
 に関連していかなる政治的責任をとる用意ありやまず明らかにな  
 ることが先決であるとの趣旨を繰返した。

12  
 総理訪米の準備

十月に入つて、総理訪米の際の共同声明案につき、特に沖縄及  
 び小笠原問題を中心に東京において米側との話し合いを急いだ。沖  
 縄については米側の求めるところには、本件が米側の共同声明にお  
 いて、双方の希望表明の交換に終つてゐるのを一歩進め、返還問  
 題を両国政府間の話し合いの対象とすることであることが、この点に  
 ついては、十一月初旬に至り米側は、「施政権を日本に返還する



この方針の下に「神羅の地位について、両政府間において「継続的交渉を行なう」ということと原則的に合意した。すなわち、米側は一年の経過を通じ、返還を具体的な問題として日本側との間にとり上げることと決着をつけねばならないと認められたが、同時に、返還の時間的要素までを含めて約束することは受諾しえざとした。この時間的要素の問題は、総理が大統領との会談に際して當つて、「兩五年内に返還の時期の目途をつける」とことを直達大統領に要請されることとなつたため、共同声明の表現が最後まで彼我の間で難航することとなつた。

なお、小笠原については、同じく十一月初旬米側は、総理・大統領会談における合意を条件として返還に同意する旨内報越した。

また前記「」の当面の措置については、わが方の考え方は米側の容れるところとならず、結局米側提案にかゝる諮問委員会案をとることとなつた。

★

六七年の第二次佐藤総理・ジョンソン大統領会談

かくして十一月十四、十五の両日佐藤総理・ジョンソン大統領の間で二回の会談が行なわれた。第一回の会談において総理より沖繩問題解決の重要性と日本を含む極東の安全保障の問題につき大統領に対して所信を語られたが、前後二回の会談を通じて、主たる討議の対象は国際通貨問題、東南アジア経済協力問題、サイエンスに対する援助の問題等であつて、十五日の会談後共同声明は同日午前五時められた原案どおり発表された。沖繩返還問題



の観点よりすれば、この共同声明において返還問題が両国政府の間の具体的課題として初めてとり上げられることとなつた点が前進であつて、小笠原返還と並んでこの日米会談の成果は満足すべきものであつたとはいふるのである。

編 一九六八年中の経緯  
「論議」について

六七年十一月の日米会談において、沖縄返還問題について日米両政府の間で継続的検討を行ふことと合意をみたのであるが、同年末より六八年春にかけては専ら小笠原返還協定作成の作業が進められ、沖縄返還問題の方はしばらくそのまゝになつてゐた。この間国内においては、ジャーナリズムは早くも返還はあつたか否かの事実のごとく前提してゆかぬ世論の名において「核抜き」本土並み」を喧伝し、政治軍事評論家は「核抜き、本土並み」という結論から出発してこれを正当化する論議を展開し、政治家はこれをもつて政府攻撃の材料とする、というこの種対外問題に

ついでに、返還後において、返還後の基地の懸念に  
れに対し、總理は、尋常の通常国会において、返還後の基地の懸念に  
ついては「白紙」であるとの態度を貫き、沖繩問題の一番重要な  
点は本土復帰であり、また沖繩の基地は沖繩を含む日本の安全のた  
めを必要であることを考えなければならぬ、との二点を強調し  
て政府の態度を留保された。

#### 三 「継続的検討」

政府間の協議は本来世の脚光を浴びることなく進められること  
が望ましいものであり、沖繩に関する「継続的検討」もその例に  
外れなものであるが、結局は年初来のひびきになつていた「  
第一回」協議が五月二十七日の不可避的に鳩山入りで行なわ

れることとなつたのも、甚だ日本的な現象であつた。若五月二十  
七日の塚本大臣・ジョンソン米大使の会談において、返還後の沖  
繩の基地の懸念の問題について種々話し合ひが行なわれたが、結局  
のところ米側の見解は、日本が返還後の沖繩の基地にどの程度の  
戦争抑止力を期待するが、米軍の戦争抑止力のため日本がどの程  
度の支持を与えうるか、についての日本側の考え方を示されること  
が先決であり、米国は究極的には日本側の判断に適應して行か  
なければならぬ立場にある、ということであつた。爾後大臣・大使  
使間の「継続的検討」も幾度か行なわれたが、基地の懸念の問題  
についてはなんらの進展はみられなかつた。



三 六八年後半における停滯

一方外務省事務局においては、沖縄の軍事的役割りと価値、あるいは沖縄に関する核兵器の問題等につき、米側国務、国防兩当局との間にすでに十分露<sup>れき</sup>を尽し、返還後の基地の問題については、我が方よりなんらかのフォーメーションを示さざる限り、いわゆる米側の「最少限」の必要なるものの論議に入ることはいさなやととるにきていた。しかも事は核の問題も含む重要問題であり、総理が「白紙」の立場を堅持している状況の下において、ちかづに仮定の問題として米側と聯合の戦いを試みることもできなかつた。付だし、一方において買戻しの旨に述べたよりな「本土並み」にについては、米側がたかた受諾をなすべしと明らかなる

上に、これをもつて我が国の安全保障に支障なしとの判断が存するわけでもなく、他方返還後の沖縄に米軍のいわゆる自由使用を認めることは、到底国内の受け容れるところとならざるべきこともまた明らかであり、その間にあつてなんらかのフォーメーションにつき米側と検討することを可能ならしめるような事情はなかつたので、局面打開の方途なきまま推移せざるをえなかつた。その間十月二十九日に五本外務大臣辭任、十一月五日米大統領選挙、十日沖縄における選挙公選、二十七日自民党総裁公選等相重なり、年末より沖縄返還問題も新しい段階を迎えることとなつた。



例 六九年返還交渉の基本的方針

一 新内閣の発足

新内閣は十一月三十日に発足、愛知大臣は十二月三、五の両日事務当局を召集して沖繩返還問題の検討に着手し、七日には総理主宰の下に保利官房長官、木村副長官も交えて打合せを行なった。事務当局の意見としては、従来のごとき「わゆる」一本主並み」だけで米側と融合せしめるべきにあらず、基地の地位に關する日米間の交渉は、わが方の政治的要請と抑止力として必要を要請の調整を図るところにあるので、まずこの実質問題についてわが方の立場がよかであるべきかをはつきりする要あり、具体的には、(1)核兵器については非常事態における持込みの問題はアロモディト

する用意を待ちつつ、常時準備は行なわさるよう米側に認得すること、また何戦闘作戦行動のための基地使用については、もともとわが方としてこれを当然認める場合もありうるわけであり、朝鮮半島、台湾海峡、あるいはサイエトナム等について基地使用のおよその輪廓について実質的検討を行ない、その結果を事前協議の交換公文との関連で適當な形にまとめること、とゆう方向で実質問題の話し合いに入るべきであるといふことであつた。総理は事務当局の報告に対して、返還の結果基地が弱くなるといふのは採らざるところである。日本自身の安全といふ考え方を徹慮する必要あり、等の点を指摘された上、外務当局において米側と融合して実体を固めるべく努力するよう指示された。

當時返還問題を進めるに於いて国内的に二つの手続的な問題があつた。すなわち、一はまず返還の時期を取決め、実質の問題はその後とすることはいか否かといふことであり、二は米側に対してまず「本土並み」を掲げて出発すべきや否やといふことである。第一の点は、六七年の共同声明が「兩年内に返還の時期の目途をつける」ことと言及しているところに懸念ありと思われるが、現実に実質問題、すなわち基地の懸念について了解をきかす時期のみを決めることは不合理、かつ、非実際的であることは明らかであつた。第二の点は、これも国内政治的な問題であるが、事務当局としては、いわゆる「本土並み」について十分の安全保障上の確信と対米交渉上の見通しなきまま表向きにこれを掲げて出発

し、後日交渉が難航するよりな場合は取捨することゝなる困難であり、交渉のやり方としても適当ならず、まず実質問題の話し合いに入るべきであつて、国内的の説明は別途考へればよしいといふ考へてあつた。

二 年々始の外務大臣・在京米大使会談

十二月中旬の臨時国会後、受知外務大臣は構想を練つた上、年末二十八日午前及び夕刻ジョンソン大使と会談し、さち大使急遽一時帰國後一月十日重ねて会談した。前後三回の会談を通じ、大體より(一)一九七二年中の返還を期待すること、(二)返還後の沖縄を本土と差別することは避けなければならず、従つて条件は「本土並み」に近くなければならず、「本土並み」以上の条件となること



してもそれは暫定的でなければならぬ、(4)出撃について朝鮮半島に事象発展の場合のこときは當然これを認めることとなるが、想定しうる事象について具体的に検討すれば、日本としてとるべき政治的責任の内容をはつきりさせることのできよう、(5)核兵器はより困難な問題で、その「現状どおり」は国内で到底受け容れられぬ、等の点を指摘して、「本土並み」と「現状どおり」の間に目録双方の国内を説得しうるならぬのフューニョーヲを見出すべく努力したい旨を説いた。これに対しジョンソン大使は着任以来沖縄問題解決の方途探求に苦慮している旨を開陳したる上、(4)出撃について事前協議を適用すれば日本政府が個々の場合に政治的責任をとることとなるが、日本政府にその用意があるのであ

るうか、特に朝鮮半島の場合のこときは日本政府が必ず米軍の行動を支持して貰えるといふことではなれば到底米国内をまとめるられない、(6)核兵器についての日本国民の特殊感情は分るが、沖縄の核の問題は段階的抑止力の一環としていつても使用しうる状態にあることに抑止的效果があるといふことを理解して貰いたい等の見解を述べ、また(4)暫定的に「本土並み」以上の条件を認めるといふことばもして貰うなら一つの解決方法となりえようとして多岐の関心を示していた。かくて実質問題についての話し合いに入るといふ折にたまたまジョンソン大使は國務次官に任命されて一月十四日帰国することとなり、東京における日米間の話し合いはしばらく中断のやむなきに至つた。



六九年通常国会の初めにおいて、総理は沖縄返還に関し、将来「本土並み」ということとてまず返還を実現するか、あるいはわが方の条件どおりになるまで返還を待つかの二者択一の問題であるとの趣旨を提起し、また外務大臣は事前協議はそもそも詰もあらずもあり、請否の決断はわが国益の命ずるところによるのであるとして、その適正運用について繰返し説かれた。他方二月に入り総理より、返還の形式は事前協議も含めなんとか本土並みという形をとりたい、もつともその枠内でどうしても問題が残るといふ場合には重大な決心をする覚悟であるとの意向を承されたので、対米交渉を促進するため、わが方の立場をボジション・ペイパー

にまとめられることとし、四月二十三日には一黨を大臣より総理に提出した。この文書は六月の外務大臣訪米の際の話し合いの骨子となるものであるが、その要点は、

- (イ) 安保条約堅持とアジアにおける日本の役割り。
- (ロ) 一九七二年中の沖縄返還。
- (ハ) 返還後の沖縄には安保条約及び関連取決めをそのまま適用する。
- (ニ) 返還後のわが方の沖縄局地防衛。
- (ホ) 以上の枠内で政治的要請と軍事的要請を調整するため、次の二点につき米國政府との間に検討を進めることをする。

- 1 現に核兵器が配置されておるとすれば返還時までに撤去し、

返還後の時迄は事前協議の対象とする。

返還後の戦闘作戦行動のための基地使用は、事前協議の対象とすることとし、そのため予想しうる使用の可能性について検討する。

この問題については三月十日参議院予算委員会において、総理が「自派」より進んで「核抜き、本土並み」を思わせる答弁を行ない、四月早大厚元総理がワシントンにおいて「核抜き、自由使用」について発言される等のことがある。世論をにぎわしたのが、対米交渉の準備は前記の趣旨で進められていた。

昭和六九年六月の外務大臣訪米

訪米準備

四月二十六日前駐米参事官・マイヤーを総として在京オーストリア臨時代理大使に手交し、二十八、二十九両日アメリカ局長はワシントンにおいて、國務省（ジョンソン次官、ブラウン次官補、ライ）、大統領府（キャンディ・ハリス）、国防当局（マッカーサー国防次官、リーゾフ陸軍長官）を歴訪して、大臣訪米の準備を進めた。米政府事務当局においては、核及び出撃の問題についてともならず、この間の態度を示していたが、返還問題について具体的に断を述べよとばかり気遣いは十分であり、まず出撃の問題について満足しうる了解を達した上で、



核の扱いに對処しよと云ふ考え方を思受けられた。

五月十日の打合せにおいて主として出撃に關する事前協議について検討し、大臣の指示により、事前協議についてわが方が共同声明等において公に述べらる最大限と、その是らざるよるを日本側の一方的発言で補う方式を研究することとした。次いで十七、二十三、二十八日と打合せを重ね、ボジション・ペイペーの補足として、有出撃に關する共同声明及びわが方一方的発言の案のほかに、沖縄の局地防衛を含む日本の防衛問題、東南アジア經濟協力の基本構想等の問題についても所要の準備を整えた。

#### 愛知・ボジションズ会議

愛知大臣は六月三、四、五日と三回ボジションズ國務長官と會議

したが、これに先行して六月二日大統領を拜訪した際、大統領が太平洋地域の平和と繁榮のため日米兩國が相携えて協力して行こうと云ふ大統領自身の強い気持ちを披瀝したことはきわめて印象的であり、沖縄交渉の前途に明るさを投げかけたものであつた。

前後三回の會議のうち、四月の第二回會議は、沖縄問題に關してきわめて充実したものであり、返還交渉のやむを得ないファースト・ステップとして十分の成果をおさめることができた。すなわち、會議の經過を通じ、米側は、七二年中の返還、返還後の沖縄には安保条約及び関連取決めをそのまま適用する、と云ふわが方の立場に對し、そのよきな枠内で返還の方途を検討することを原則的に受け容れ、方法論として、總理・大統領共同声明の中で措置



するよりも考査方に従ひ、その案文につき詰合ひを進めることに  
 合意したのである。かくのごとく詰合ひが軌道に乗つたとはい  
 え、その実質については依然として少なからざる困難が予想され  
 た。すなわち、掛懸については、朝鮮半島中心のわが方の考査方  
 と、ワイエトナムを含む広域地域を考査している米側との間には大  
 きな懸隔があり、また核兵器については返還時撤去を目標に米側  
 が検討しおるやに観測されたが、そこまで行く場合も爾後のい  
 ゆる非常事態持込みの問題の結末は容易に予断し難かつた。ま  
 米側は返還に伴ひ財政面について予想以上に強ひ関心を表明して  
 いた。

いづれにせよ大臣訪米の結果、爾後の交渉は共同声明案作成の  
 問題として東京において続けられることとなつた。

共同声明案に関する交渉

八月十二日のわが方共同声明案

六月下旬東京に着任せるマイヤー大使は、七月十日、さきに  
 六月四日の大臣・國務長官会談の際、大臣より承された困難の  
 事前協議に関する共同声明案についての質問事項等を持参し、  
 随つて二十二日オズボーン大使よりアメリカ局長に対し、米側  
 のとりまよめた共同声明の草案を手交した。わが方はこれらの  
 文書については、その問題点を指摘して基本的な考査方の説明  
 に努めたが、他方沖縄返還問題を念む日米会談全般については  
 共同声明案につき検討を重ね、一案を八月十二日米側に手交し  
 た。この案は、前段において安保条約の堅持を含め、極東情勢

に對する基本的認識を譲つて伏線とし、焦点を返還後の沖繩に  
安保条約及び関連諸取決めをそのまま適用することに置いて作  
成したものである。

この間米側においてはスナイダー大統領府補佐官を沖繩交渉  
を担出せしめるため公使として東京に派遣することとなり、共  
同声明に關する事務的折衝は八月早々着任した同公使とアメリカ  
外局長との間で、右のおが方草案を基礎に進められ、九月の外  
務大臣訪米を経て逐次固められて行つた。この過程を通ずる主  
たる問題点は、朝鮮半島及び東台湾地域における戦闘作戦行動、  
何ゾイエキナム及び仁核兵器の問題であつたが、それそれにつ  
いての経緯は次のとおりである。

二 戦闘作戦行動のための基地使用（共同声明第七項）

事前協議の適正なる運用につやての外務大臣の啓蒙の努力に  
つやてはすでに言及したが、米側の立場は事前協議に對しすべ  
て否であつては、米國の防衛義務遂行の手をしぼるものである  
といふことであり、四月のおが方ボグマン・マイヤーにおい  
て予想しうる基地使用の可能性につやて検討すべく提案したの  
は、まずこの問題から実質問題の語合に入らうとする趣旨に  
採らなかつた。その後六月四日大臣、國務長官会談におい  
て、「予想しうる可能性」の検討をまづことなく、共同声明案  
の作業に入ることとなつたのはすでに述べたとおりである。

六月のおが方提案は、事前協議における語合は留保されている

との建議を願ふことなく、わが方が共同声明及び一方的発言に  
 おいて内外に明らかにしうる最大限を承すもので、日本政府が  
 極東諸国の安全は日本の重大な関心事であるという認識を持つ  
 以上、事前協議の適用は米国の国際義務の效果的遂行と両立し  
 うべきものであるという考え方に立つものであるが、九月の大  
 臣訪米の際、國務長官より「両立する」という消極的な観念で  
 なく、效果的遂行を意図したものであるという積極的意味を持  
 つたコンメンツレイトという字をもつて代えることを提案した。  
 しかしながら、右の字句はわが方本来の考え方と相違するのみ  
 ならず、事前協議の予給を意味しうることとなるので、種々語  
 合の末、結局「妨げとなるようなものではなから」との表現に  
 落ち着いた。

わが方原案は安保条約及軍関連する諸取決めを、なんらの追  
 加的取決めなしに適用するということとまであつたが、米側は、地  
 位協定上合同委員会において行政轄の範囲内でなされる諸取決  
 めをも排除するといふ誤解の生ずる余地をなくするため、その  
 表現に難色を承し、結局「諸取決め」が具体的にはわが方で國  
 会の承認を経た四つの文書を目指す旨を録記とせめることとし  
 た上、「変更なし」といふ表現に落ち着いた。

一方的発言については、秘密取決めを行なうことなく、本件  
 を解決する上にきわめて適切な方法であるとして米側はわが方  
 の提案を多とした。内容については、わが方原案が朝鮮半島の  
 事態についての発言及していたのに対し、台湾海峡の事態を是



非同列に扱って貰いたいことを強く要望したが、現実には事の緊急性  
から同列には扱い難く、また对中国政策の見地からも同列な  
扱いは適当なはずといふことで最終案が作成されることになつ  
た。

5 同様に一方的発言に因して、本報は「事前協議」に対するお  
が方の態度につき「フェイス・トゥ・フェイス」といふ字を強く要望したが、  
右表現は事前協議の予約の色彩が濃厚であるのみならず、言葉  
の感じとしてもおが方の利益に反しても無理に承諾するといふ  
感じを伴うといふことで、おが方はこれをとりえず、九月の大  
臣・國務長官会議の際ボジナイツとゆう字をとることになつた。  
6 各方の発言は、当初総理の国会報告の機会に行なうことが考

慮されていたが、共同声明発表と時間的におまきり間隔が開くと  
なる適当でないので、ナショナル・プレス・クラブの演説の際  
これに繰り込むこととなつたものである。  
7 戦国作戦行動については、以上のほか、時間的余裕のない場  
合はどうなるのか、あるいは公海上のた捕撃事件等の際サ  
チ・インド・レスキュー以上の行動が必要の場合はどうかとい  
うような問題があつたのであるが、九月以降の話し合ひでは、こ  
れらについては不問のまま共同声明及び一方的発言で結末をみ  
た。

三 ヲイェトナム（共同声明第四項後段）

1 返還の時期到来の際、ヲイェトナム戦争が終つていない場合の

問題に關しては、当初アメリカ局長よりスナイダー公使に對し、  
日米南緯の問題はこれを別個の問題として扱ふのほかなく、日  
本側としては全般の問題の見通しが立つた上ならんかの決断をな  
さすのほかなくと考ふる旨を述べた。

大臣九月訪米の際、十二日の会議において國務長官より、專  
らこの問題を提起した。すなわち、仮定の問題ではあるが、沖  
繩返還によりワイエトナム戦争遂行のアメリカの手が縛られる  
とゆうことでは、沖繩返還について今秋米国内をまとめること  
など全く語らならず、沖繩返還は米国のワイエトナム戦争遂行  
に影響を与えずとゆうことを共同声明そのものの中に明らかに  
すること及び、わが国は今秋の聯合の前提の上りなるものである、

この趣旨を強調した。以上のことと米国の国内事情は十分理解  
しうるところであるので、本件を共同声明の中で処理するこ  
ととし、総理に請訓の上、廿五日の第二回会談において、「協  
議する」といふ字も加えることとして大臣・國務長官の間で案  
文について意見の一致をみた。

核兵器（共同声明第八項）

核兵器についてのわが方の立場は、日本國民の特殊な感情及  
びこれを背景とする日本政府の政策に背馳することなきより沖  
繩の返還を図ることを、米國政府に要望する以外にならなかつた。  
六月の大艦訪米の際、米側より西太平洋地域における核兵器の  
問題についての見解を述べた文書をおが方に手交した経緯がある



るが、爾後の事務的折衝において本件についてはなんら実質的の進展はなかつた。共同声明との関係においては、九月の大臣訪米の際、八月の案に「事前協議に関する米國政府の立場を替へることなく」なる字句を加えることを提案し、これをもつて本件に関する日米兩國の立場の間の機微なる均衡を計つた最終的の案である旨、國務長官に対し、大臣より懇々説明した。

その後十月上旬來訪せるウィーラー統幕議長に対し大臣より、また中旬來訪せるナッタ国防次官補に対しアメリカ局長より、沖縄返還問題全般について懇談し、特に核兵器については、お方は純軍事的のみで沖縄に核配備を必要とせずという主張をなすものではなく、国民感情的、政治的に到底核配備を受容れられな

り事情であるので、米国防務局がこの事情にアコモデイトすることを要請するものである次第を説いた。

米側においては核兵器の問題は大統領が総理と篤と商合つた上でという態度を堅持し続け、おが方としては返還時撤去というところまで行くとしても、爾後の問題についての米側の出方については手廻りがつかぬが、十一月に入つて総理と事務当局の間で核兵器の問題について検討を重ね、またいぬゆる非常時対応の問題に関しておが方の約請しうる方式につき、大臣以下外務省内部において秘かに準備研究を行なつた。かくして十一月十九日の総理・大統領の会談となつたのであるが、同日の会談において、九月のわが方共同声明案文に総理が若干手を加えられたところに従い、なんら特別取決めをなすことなく、この問題は一案に落着した。



その他

以上のほか事務的折衝の対象となつた事項として、(1)那覇に設  
置せらるべき準備委員会を含む復帰準備の問題、(2)ウエイヌ・オ  
ヴ・アメリカの取扱ひ、(3)通貨並びに資産処理を含む財政的諸案  
件、(4)在沖縄米国人企業への処遇、等があるが、これらに関する記  
録は省略する。

附 佐藤・ニクソン会談

一 会談に臨む準備

1 共同声明案の審議

十月二十五日総理主宰の下に大臣、官房長官、副長官、衆、  
参両局長の間で共同声明案の逐条審議を行なつた。右審議にお  
ける総理の指示に従つて案文に若干の修正を施したる上、十一  
月十五日重ねて詳細に検討を加え、該案に關する第八項は別  
として共同声明案には採固つた。なお十一日に至り米側より経  
済問題その他を共同声明に併せて記載するより案文を提示越し  
たところ、総理並びに外務大臣は折角の共同声明の調子を墮す  
ものとして如何かに賛成されなかつたが、その後ワシントンに

おける新編を通じて、結局第十一項以下に併置することとなった。  
問題の核兵器についての経緯はすでに述べたとおりであった。  
で、日米会談に臨まれる総理として本件の扱ひについて最後まで  
で熱慮を重ねられた。

## 2 韓国、台湾関係

沖縄返還問題に対する韓国、台湾の反応はかねてより米政府  
の憂慮するところであり、日本側よりなんらかの接触を行なう  
ことを調整していた事情あり、十一月十四日村をもつて村大統  
領及び蔣總統あてに総理の親書を發出して、それぞれ金山、板  
垣両大使の引見方を求め、共同声明發出直前の時期に日米会談  
に ついてのおが方見解を説明せしむることとし、後日そのより  
に取運ばれた。

## 一 佐藤総理・ニクソン大統領会談

佐藤総理は十一月十七日午前ワシントン到着、一兩日休養の後、  
十九、二十、二十一日の三日間にわたりニクソン大統領と三回会  
談を行なつたが、沖縄返還についての話合ひは十九日をもつて結  
論に達した。共同声明は二十一日午前十一時に發出され、これを  
もつて沖縄の施政権返還の軌道が敷かれることとなつた。なお、  
共同声明發出直後総理及び愛知大臣は邦人記者会見において詳細  
その解説を試みられ、引続きナショナル・ブロー・クラブ午餐会  
において総理の演説が行なわれた。

今回の総理・大統領会談は、大統領が十九日の歓迎式の挨拶に  
おいて、至度におたり、佐藤総理と自分は単に総理・大統領とい



き、公武の友人であるのみならず、個人的の友人であると述べたこと、  
 と、露も象徴されたとおし、両首腦の個人的友情と信頼を基調とするものであつた。交渉の実質を顧れば、わが方より沖繩は返還して通常の姿に復すべきであり、わが方はその故に極東における安全保障を弱体化せしめる意図にあらざる所以を説き、米側においてある程度のリスクをとるより要請したるに對し、米側は佐藤総理に代表される日本政府に信託してそのリスクをとつたことにより、会議が成功裡に終つたのである。その背景にあるものは、國方の向上した日本と、内外に難問を抱えている米國との相對的關係の變化であり、大統領が日米相懸えて太平洋地域の安定と繁榮のため協力して行かねばならぬとして、わが國に對する期待を示した

のも、そのよきな變化を反映してゐるのである。佐藤総理は一九六五年沖繩を訪問し、沖繩の祖國復帰が實現されるまでは職後は終らないと述べられたが、今や日米間における職後は文字どおり終つたのである。今後の日米關係は、このよきな事實を十分に認識して對処し、國力伸張に伴うナショナルリズムを合理的な基礎におき、わが國の利益に則して兩國間に健全な關係を發展させるよう意を用いなければならぬである。

六九年の日米會談を成功せしめるにについては、米側においてはニクソン大統領の決断にまつところ大であつたと思われるが、米政府内外のとりまとめの中心となつたジョンソン次官の努力は容易ならざるものであつたと想像され、またスナイダー公使は東京

既述の如く、交通の便に特筆した。他方、本邦に於いても、外務大臣以下、閣議が一致して協力しうる体制にあり、東京及びワシントンに於ける十分な意思疎通を保つて、総理を補佐しえたことも、多幸の至りであった。



日程表

1等陸佐 高田 祐一

期日(曜)	発着地及び時間	便名	訪問先	滞在先
22. 9. 27(月)	発 シアトル 0821	UA958		ローリー
	着 シカゴ 1420			
	発 シカゴ 1625	UA134		ローリー
	着 ローリー 1915			
22. 9. 28(火)			米陸軍特殊作戦コマンド	
22. 9. 29(水)	発 ローリー 0744	UA449		ホノルル
	着 シカゴ 0852			
	発 シカゴ 0955	UA001		ホノルル
	着 ホノルル 1340			
22. 9. 30(木) ~ 22. 10. 2(土)			太平洋陸軍司令部 米太平洋海兵隊司令部	
22. 10. 3(日)	発 ホノルル 1030	UA879		機内
22. 10. 4(月)	着 成田 1325			

ITINERARY

COL Yuichi TAKADA

DATE	DEP & ARR	FLT NO	PLACE TO VISIT	PLACE TO STAY
27 SEP 10 (MON)	DEP SEATTLE 0821	UA958		RELEIGH
	ARR CHICAGO 1420			
	DEP CHICAGO 1625	UA134		RELEIGH
	ARR RELEIGH 1915			
28 SEP 10 (TUE)			U. S. ARMY SPECIAL OPERATION COMMAND	
29 SEP 10 (WED)	DEP RELEIGH 0744	UA449		HONOLULU
	ARR CHICAGO 0852			
	DEP CHICAGO 0955	UA001		HONOLULU
	ARR HONOLULU 1340			
30 SEP 10 (THU) ~ 2 OCT 10 (SAT)			USARPAC MARFORPAC	
3 OCT 10 (SUN)	DEP HONOLULU 1030	UA879		ON BOARD
4 OCT 10 (MON)	ARR NARITA 1325			